

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
目次　（現行のとおり）	目次　（略）
第一条から第五条の六まで　（現行のとおり）	第一条から第五条の六まで　（略）
（用語の定義）	（用語の定義）
第五条の七　（現行のとおり）	第五条の七　（略）
一から八まで　（現行のとおり）	一から八まで　（略）
九　（現行のとおり）	九　（略）
ア　特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第二項の規定により知事が指定する、規則で定める年度以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号アの要件に該当した事業所（規則で定める要件に該当した事業所を除く。）	ア　特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第二項の規定により知事が指定する、規則で定める年度以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号アの要件に該当した事業所
イ　（現行のとおり）	イ　（略）
十から十四まで　（現行のとおり）	十から十四まで　（略）
十五　削減義務量　削減義務期間の年度ごとに、基準排出量（第五条の十四第二項又は第五条の一十六第二項の規定により基準排出量が変更され、又は訂正された年度については、その変更後又は訂正後の量。次号において同じ。）に削減義務率を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう。ただし、第五条の十一第一項における算定排出削減量の算定において同項第三号の量を加える場合には、基準排出量から規則で定める量を減じるものとする。	十五　削減義務量　削減義務期間の年度ごとに、基準排出量（第五条の十四第二項の規定により基準排出量が変更された年度については、その変更後の量。次号において同じ。）に削減義務率を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう。

<p>十六及び十七　(現行のとおり)</p> <p>(指定地球温暖化対策事業所の指定等)</p> <p>第五条の八 知事は、前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当する事業所(規則で定める要件に該当する事業所を除く。)を指定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。</p> <p>2から4まで　(現行のとおり)</p> <p>第五条の八の二及び第五条の九　(現行のとおり)</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第五条の十　(現行のとおり)</p> <p>一及び二　(現行のとおり)</p> <p>二　指定地球温暖化対策事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が、規則で定める期間連続して第五条の七第八号の要件に該当しなかつたとき(当該期間連続して規則で定める要件に該当したときを含む。)。</p> <p>2及び3　(現行のとおり)</p> <p>(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)</p> <p>第五条の十一 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)は、削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(削減義務期間の各年度の基準排出量を合算して得た量から排出総量を減じて得た量に、第一号から第二号までの量を加え、第四号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。)を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。</p>	<p>十六及び十七　(略)</p> <p>(指定地球温暖化対策事業所の指定等)</p> <p>第五条の八 知事は、前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当する事業所を指定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。</p> <p>2から4まで　(略)</p> <p>第五条の八の二及び第五条の九　(略)</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第五条の十　(略)</p> <p>一及び二　(略)</p> <p>二　指定地球温暖化対策事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が、規則で定める期間連続して第五条の七第八号の要件に該当しなかつたとき。</p> <p>2及び3　(略)</p> <p>(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)</p> <p>第五条の十一 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)は、削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(排出削減量に第一号の量及び第二号の量を加え、第三号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。)を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。</p>
--	--

ない。ただし、算定期間の算定期間において第一号の量を加える場合には、基準排出量から規則で定める量を減じるものとする。

一 (現行のとおり)

二 特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という。）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を発行し、又は取得し、当該振替可能削減量について義務充当が行われたときは、次に掲げる量のうち義務充当が行われた量に、当該量の種類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合算して得た量（ウ及びカのうち規則で定める量の合計については、規則で定める量を上限とする。）

アからカまで (現行のとおり)

三 当該特定地球温暖化対策事業所において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第二十二号）第二十四条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者（以下「脱炭素成長型投資事業者」という。）が存するときは、規則で定める期間における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認める量（以下「法対象直接排出量」という。）

四 (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

第五条の十一 (現行のとおり)

一 (略)

二 特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という。）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を取得し、当該振替可能削減量について義務充当が行われたときは、次に掲げる量のうち義務充当が行われた量に、当該量の種類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合算して得た量（ウ及びカのうち規則で定める量の合計については、規則で定める量を上限とする。）

アからカまで (略)

(新設)

三 (略)

2から4まで (略)

第五条の十一 (略)

	(基準排出量の決定)	(基準排出量の決定)
第五条の十二	(現行のとおり)	(略)
一及び二	(現行のとおり)	(略)
三	第五条の十第一項第一号に規定する要件（規則で定めるものに限る。）又は同項第二号括弧書きに規定する要件（以下この号においてこれらを「本要件」という。）に該当し、同条第三項第二号の規定による指定の取消しを受けた事業所（その該当した年度以降に同条第一項各号（本要件を除く。）に該当した事業所を除く。）であつて、同条第一項の規定により知事に届け出た年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに特定地球温暖化対策事業所に再度該当した事業所 次に掲げる量のいずれから特定地球温暖化対策事業者が選択する量	第五条の十第一項第一号に規定する要件（規則で定めるものに限る。以下この号において「本要件」という。）に該当し、同条第三項第二号の規定による指定の取消しを受けた事業所（その該当した年度以降に同条第一項各号（本要件を除く。）に該当した事業所を除く。）であつて、同条第一項の規定により知事に届け出た年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに特定地球温暖化対策事業所に再度該当した事業所 次に掲げる量のいずれから特定地球温暖化対策事業者が選択する量
アからウまで	(現行のとおり)	アからウまで (略)
四	(現行のとおり)	(略)
2から5まで	(現行のとおり)	2から5まで (略)
第五条の十四	(現行のとおり)	(優良特定地球温暖化対策事業所)
第五条の十五	(現行のとおり)	(新設)
3 2	(現行のとおり)	2 (略)
3 3	第一項の基準に適合することを知事が認めた特定地球温暖化対策事業所（以下「優良特定地球温暖化対策事業所」という。）は、規則で定める期間において、毎年度、同項の基準への適合状況を知事に報告しなければならない。	

	4  知事は、優良特定地球温暖化対策事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間について、その認定を取り消すものとする。		3  知事は、特定地球温暖化対策事業所が第一項の基準に適合しなくなつたことを認めたりときは、その認めた日の属する年度の翌年度に、その認定を取り消すものとする。
1	一 第一項の基準に適合しなくなつたことを知事が認めたとき。	(新設)	
2	二 第一項の規定による申請について虚偽があつたとき。	(新設)	
3	三 前項の規定による報告について虚偽があつたとき。	(新設)	
5	知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該優良特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。		4  知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。
6	知事は、第四項第二号又は第三号の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消す期間のうち規則で定める期間について第一項の規定による当該認定に係る超過削減量の上限に関する措置を取り消すものとする。	(新設)	
7	知事は、第四項第二号又は第三号の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表することができる。	(新設)	
	第五条の十六から第五条の一十二の二まで (現行のとおり) (削減目標の設定)		第五条の十六から第五条の一十二の二まで (略) (削減目標の設定)
	第五条の一十四 (現行のとおり)		第五条の一十四 (略)
2	特定地球温暖化対策事業者は、削減目標のうち、特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量に係る目標について、削減義務量以上の目標値を設定しなければならない。ただし、この項における算定排出削減量及び削減義務量の算定において、法対象直接排出量は、加えないものとする。		2 特定地球温暖化対策事業者は、削減目標のうち、特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量に係る目標について、削減義務量以上の目標値を設定しなければならない。
	(温室効果ガス排出量等の把握)		(温室効果ガス排出量等の把握)

第五条の二十五 (現行のとおり)

一から四まで (現行のとおり)

五 法対象年度直接排出量 (一年度の法対象直接排出量をいう。  
以下の節において同じ。)

(基準排出量等の訂正)

第五条の二十六 指定地球温暖化対策事業者は、第五条の二二第一項又は第二項の規定に基づき既に決定された基準排出量(第五条の十四第二項の規定に基づき基準排出量が変更された場合にあっては、その変更後の量)に著しい誤りがあることが判明した場合には、規則で定めるところにより、速やかに訂正した基準排出量を記載した申請書を知事に提出し、基準排出量の訂正を申請しなければならない。

2 指定地球温暖化対策事業者は、前条で把握した特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量に誤りがあることが判明した場合には、規則で定めるところにより、速やかに訂正した特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を記載した申請書を知事に提出し、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量の訂正を申請しなければならない。

3 知事は、前二項の申請を適当と認めたときは、当該申請に係る指定地球温暖化対策事業所の規則で定める期間の基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を、当該申請の内容に応じた量に訂正するものとする。

4 知事は、前項の規定により基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を訂正したときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

第五条の二十五 (略)

一から四まで (略)

(新設)

(新設)

(地球温暖化対策計画書の作成等)	(地球温暖化対策計画書の作成等)
第六条 (現行のとおり)	第六条 (略)
一から五まで (現行のとおり)	一から五まで (略)
六 第五条の二十五第一号の特定温室効果ガス年度排出量 (第五条の八の二第二項の規定による指定が行われた年度を除く。)	六 前条第一号の特定温室効果ガス年度排出量 (第五条の八の二第二項の規定による指定が行われた年度を除く。)
七 第五条の二十五第二号のその他ガス年度排出量	七 前条第一号のその他ガス年度排出量
八 第五条の二十五第三号の特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量	八 前条第三号の特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量
九 第五条の二十五第四号の一年度の非化石燃料の使用量	九 前条第四号の一年度の非化石燃料の使用量
十 第五条の二十五第五号の法対象年度直接排出量	(新設)
十一及び十二 (現行のとおり)	十一及び十二 (略)
第六条の一から第八条の二まで (現行のとおり)	第六条の一から第八条の二まで (略)
(勧告)	(勧告)
第八条の四 (現行のとおり)	第八条の四 (略)
一 第五条の二十六第一項又は第二項の規定による申請をしなかつたとき。	(新設)
二から六まで (現行のとおり)	二から五まで (略)
2 知事は、前項第六号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。	2 知事は、前項第五号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
第八条の五から第八条の八まで (現行のとおり)	第八条の五から第八条の八まで (略)
(検証機関の登録の拒否)	(検証機関の登録の拒否)

第八条の九	(現行のとおり)	第八条の九	(略)
一から四まで	(現行のとおり)	一から四まで	(略)
五	(現行のとおり)	五	(略)
ア及びイ	(現行のとおり)	ア及びイ	(略)
ウ	検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号又はイのいずれかに該当するもの	ウ	検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第二号から第四号まで又はイのいずれかに該当するもの
2	(現行のとおり)	2	(略)
第八条の十から第百五十八条まで	(現行のとおり)	第八条の十から第百五十八条まで	(略)
第一百五十九条	(現行のとおり)	第一百五十九条	(略)
一	(現行のとおり)	一	(略)
一の二	第五条の二十二第一項、第四項若しくは第六項又は第五条の二十六第二項の規定による申請に関し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者	一の二	第五条の二十二第一項、第四項又は第六項の規定による申請に関し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者
一の三	第六条の規定による地球温暖化対策計画書を提出せず、又は同条第一号若しくは第五号から第十一号までの事項について虚偽の報告をした者	一の三	第六条の規定による地球温暖化対策計画書を提出せず、又は同条第一号若しくは第五号から第十号までの事項について虚偽の報告をした者
一の四から二まで	(現行のとおり)	一の四から二まで	(略)
第一百六十条	(現行のとおり)	第一百六十条	(略)
一及び二	(現行のとおり)	一及び二	(略)
三	第五条の二十六第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者	(新設)	
第一百六十条の二から第百六十五条まで	(現行のとおり)	第一百六十条の二から第百六十五条まで	(略)

別表第一から別表第十二まで (現行のところ)

別表第一から別表第十二まで (略)